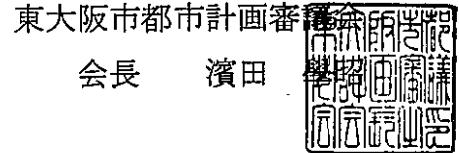


平成28年5月25日

東大阪市長
野 田 義 和 様



住工共生のまちづくりの推進に向けた都市計画手法の検討について（答申）

平成28年5月25日開催の東大阪市都市計画審議会において、諮問された標記議案第1号について、下記のとおり答申します

記

1. 住工共生施策は東大阪市政において重要施策である事は明白であるが、都市計画手法の推進は土地利用に係る権利を制限する事となるため、計画策定にあたっては権利者はもちろんのこと、税務部局や農業委員会等の関係機関との協議を十分重ね、実効性のあるものとされたい。
2. 都市計画手法による土地利用の誘導は、政策推進に不適切な建築物の制限をする事が中心となる事から、立地誘導の政策効果を高めるため、産業施策等の事業についても併せて検討されたい。
3. 高井田地区については、平成22年4月に高井田まちづくり協議会より約83haに亘る地域について地域ルールの法制度化に関する要望書が提出されている。今回案は非常に限定的な地区設定であるが、まちづくり協議会や地域住民と意見を交わし、今後、高井田地区の中で積極的に展開できるモデルとなる様検討されたい。

平成28年5月25日

東大阪市長
野田義和様

東大阪市都市計画審議会
会長 濱田義和



立地適正化計画について（答申）

平成28年5月25日開催の東大阪市都市計画審議会において、諮問された標記議案第2号について、下記のとおり答申します。

記

1. 国が示している制度の内容は、本市の土地利用の状況に直ちには整合し難いところもある事から、十分な議論と時間をかけ、長期的な視点にたった東大阪市に相応しい計画となるよう努力されたい。また検討にあたっては、施策の内容が多岐にわたる事から、総合的に議論する場の設置に努められたい。
2. 東大阪市は交通利便性が非常に高く、また新たな鉄道の延伸計画もある事から、これを起爆剤とし、様々な施策と連携させる事により、広く人や投資を呼び込めるような将来まちづくりの検討をされたい。